

令和6年度学校保健（学校薬剤師）研修会



コロナ明けの学校環境衛生管理について

令和6年9月26日（木）

文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課

健康教育調査官 鈴木貴晃

1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施
2. 国・県・市町村・学校等の責務
3. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に関する現状と課題
4. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に向けた取組
5. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の活用
6. コロナ明けの学校環境衛生管理

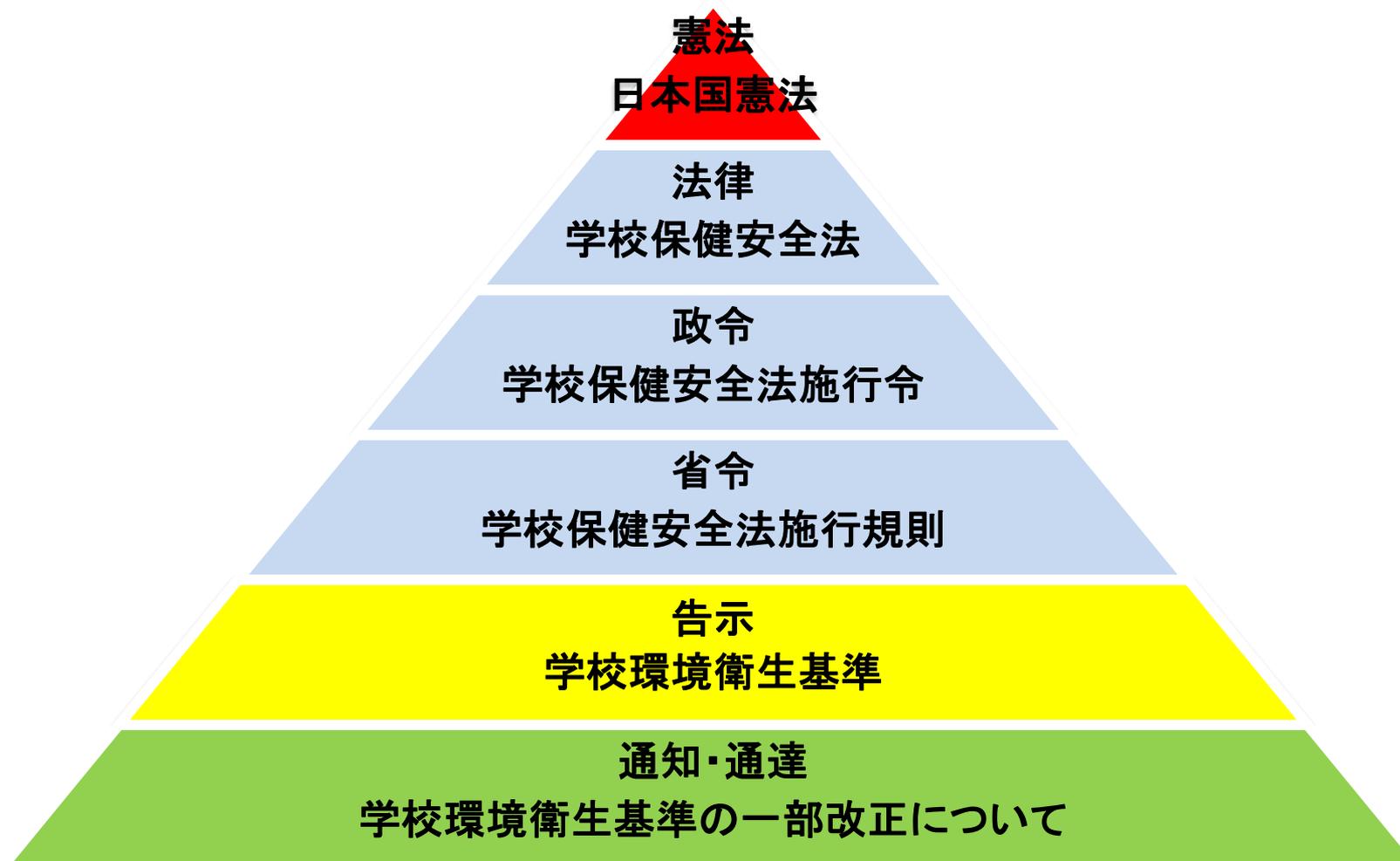


1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施
2. 国・県・市町村・学校等の責務
3. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に関する現状と課題
4. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に向けた取組
5. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の活用
6. コロナ明けの学校環境衛生管理



1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施

環境衛生検査の法的位置づけ



1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施

環境衛生検査を実施する目的

学校保健安全法

(目的)

第1条 この法律は、**学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図る**ため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて**学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資する**ことを目的とする。



1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施

環境衛生検査に係る計画の策定、実施

学校保健安全法

(学校保健計画の策定等)

第5条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、**環境衛生検査**、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。



1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施

定期、臨時に行う環境衛生検査及び日常点検

学校保健安全法施行規則

(環境衛生検査)

第1条 学校保健安全法第5条の環境衛生検査は、他の法令に基づくもののほか、毎学年定期に、法第6条に規定する学校環境衛生基準に基づき行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、環境衛生検査を行うものとする。

(日常における環境衛生)

第2条 学校においては、前条の環境衛生検査のほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない。



1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施

学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の義務化

昭和39年6月に、「学校環境衛生の基準」を参考にするよう文部省体育局長が通知



平成4年6月に、「学校環境衛生の基準」に基づき学校における環境衛生検査の徹底を図るよう文部事務次官が通知



平成20年1月に中央教育審議会が、「学校環境衛生の基準」に基づいた定期検査は、必ずしも完全に実施されていない状況があり、定期検査の実施、検査結果に基づく維持管理・改善のため、法制度の整備の検討」を答申



平成21年4月から、「学校環境衛生基準」に基づく環境衛生検査の実施を義務化

1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施

学校環境衛生基準の概要

学校環境衛生基準の施行について（通知）

（21文科ス第6013号平成21年4月1日付文部科学省スポーツ・青少年局局長通知）

学校における環境衛生管理の徹底については、かねてから御配慮をお願いしているところですが、このたび、学校保健法等の一部を改正する法律（平成20年法律第73号）により改正された学校保健安全法（昭和33年法律第56号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、別添のとおり、「学校環境衛生基準」（平成21年文部科学省告示第60号。以下「本基準」という。）が平成21年3月31日に公布され、平成21年4月1日から施行されました。

本基準の概要及び留意事項については、下記のとおりですので、**本基準に基づき**学校における環境衛生検査並びに法第6条の趣旨を踏まえた**適切な環境の維持に努める**とともに、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合の改善のために**必要な措置の実施につき遺漏のないよう**願います。



1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施

学校環境衛生基準の概要

記

第一 本基準の概要

第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

- 1 教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。）に係る学校環境衛生に関して、**検査項目及びその基準を定めたこと。**
- 2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、**検査項目ごとに測定方法及び検査回数を定めたこと。**

第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準

- 1 **飲料水等の水質及び施設・設備に係る**学校環境衛生に関して、**検査項目及びその基準を定めたこと。**
- 2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、**検査項目ごとに測定方法及び検査回数を定めたこと。**

第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品に係る学校環境衛生基準

- 1 **学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品に係る**学校環境衛生に関して、**検査項目及びその基準を定めたこと。**
- 2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、**検査項目ごとに測定方法及び検査回数を定めたこと。**

第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準

- 1 **水泳プールに係る**学校環境衛生に関して、**検査項目及びその基準を定めたこと。**
- 2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、**検査項目ごとに測定方法及び検査回数を定めたこと。**

第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

- 1 学校環境衛生の維持を図るため、第1から第4に掲げる検査項目の定期的な環境衛生検査等のほか、**毎授業日に点検を行う検査項目及びその基準を定めたこと。**
- 2 点検は、**官能法によるもののほか、第1から第4に掲げる検査方法に準じた方法で行うものとする。**¹⁰



1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施

学校環境衛生基準の一部改正

平成21年4月1日	学校環境衛生基準 (平成21年文部科学省告示第60号) 施行	学校環境衛生活動が適切に実施されるよう、 「学校環境衛生基準」を学校保健安全法に基づくものとして位置付けた。
平成30年4月1日	学校環境衛生基準 (平成30年文部科学省告示第60号) 施行	学校保健安全法附則第2条の規定を踏まえ、 学校環境衛生基準全体を確認し、一部改正
令和元年7月1日	学校環境衛生基準 (令和元年文部科学省告示第18号) 施行	不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の 施行に伴い、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う 文部科学省関係告示の整理等に関する告示（整理告示） 工業標準化法 → 産業標準化法 日本工業規格 → 日本産業規格
令和3年4月1日	学校環境衛生基準 (令和2年文部科学省告示第138号) 施行	「室内空気中化学物質の室内濃度指針値」（厚生労働省）の指針値の 改定に伴う一部改正 キシレン 870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.20ppm) → 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)
令和4年4月1日	学校環境衛生基準 (令和4年文部科学省告示第60号) 施行	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う 一部改正 温度 17℃以上、28℃以下であることが望ましい → 18℃以上、28℃以下であることが望ましい 一酸化炭素 10ppm → 6ppm
令和6年4月1日	学校環境衛生基準 (令和6年文部科学省告示第54号) 施行	水道法の一部改正に伴う一部改正 飲料水等の水質 厚生労働大臣 → 環境大臣 水泳プール 厚生労働大臣 → 環境大臣

1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施

学校環境衛生管理マニュアル



・制作：平成30年6月

・掲載URL:

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/07/31/1292465_01.pdf



第Ⅰ章 学校環境衛生活動

第Ⅱ章 学校環境衛生基準

第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準

第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準

第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準

第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

第6 雑則

第Ⅲ章 参考資料

1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施 保健室の備品等

保健室の備品等について（通知）

（2文科初第1633号令和3年2月3日付文部科学省初等中等教育局長通知）

保健室の備品等の基準については、昭和33年6月16日付け文体保第55号体育局長通達「学校保健法および同法施行令等の施行にともなう実施基準について」及び、昭和61年4月1日付け文体保第105号体育局長通達「保健室の備品等について」において示しているところです。学校における保健室の役割は、健康診断や健康相談、保健指導、救急措置など学校保健の中核を担っており、求められる機能や備えるべき備品についても、社会の状況や学校の環境、児童生徒の健康問題等を踏まえ、その内容や品目を適宜見直す必要があります。この度、これらの観点から同通達の「4 保健室について」を下記のとおり改めましたので、この改定を踏まえ、保健室の機能及び備品について整備を図るようお願いします。



1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施 保健室の備品等

記

4 保健室について

- (1) 保健室は、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第7条の規定により、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うために設けられるものであるから、これに応じた設備をすることが必要であること。
- (2) 保健室は、使用に便利で通風、採光の良好な位置に設けるとともに、地域の実態に応じて冷暖房の設備を備えることが必要であること。
- (3) 保健室には、最低限、別紙の備品を備えることが適当であるが、その品目、数量等については、学校の種別、規模等に応じて適宜措置するものとし、例えば、学校環境衛生検査に使用する機器等で、年間の使用頻度が数回程度のものについては、数校の兼用として差し支えないものであること。



1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施 保健室の備品

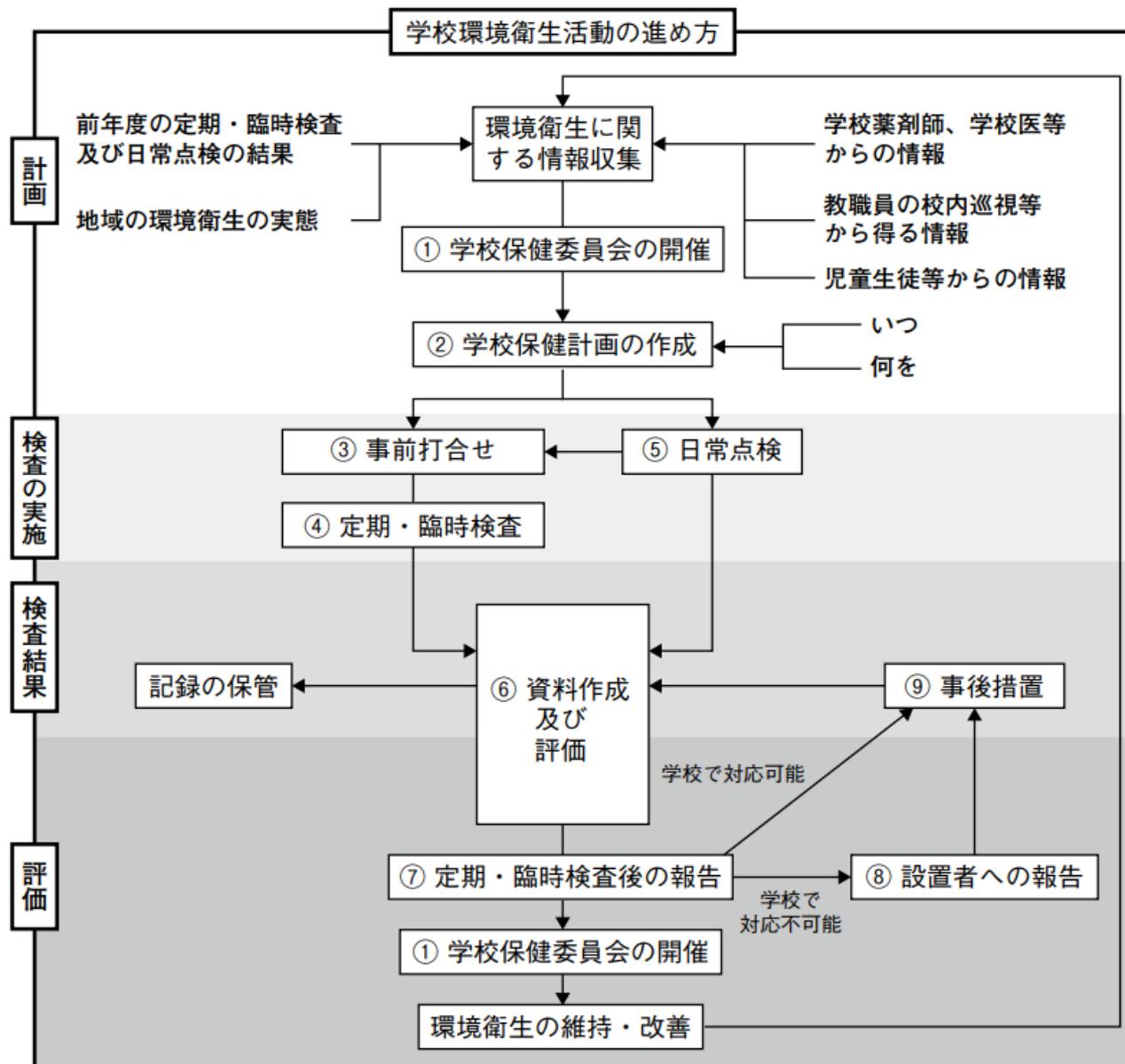
別紙

保健室の備品

区分	品名	区分	品名	区分	品名	区分	品名
一般備品	机(救急処置用、事務用)	健康診断・健康相談用	身長計	救急処置・疾病の予防処置用	体温計	環境衛生用	温湿度計(0.5度目盛又は同等以上のもの)
	いす(救急処置用、事務用)		体重計		ピンセット		風速計
	ベッド		巻尺		ピンセット立て		WBGT(暑さ指数)計
	寝具類及び寝具入れ		国際標準式試視力表及び照明装置		剪刀		照度計
	救急処置用寝台及びまくら		遮眼器		膿盆		ガス採取器セット
	脱衣かご		視力検査用指示棒		ガーゼ缶		塵埃計
	長いす(待合用)		色覚異常検査表		消毒盤		騒音計
	器械戸棚		オージオメータ		毛抜き		黒板検査用色票
	器械卓子		額帯鏡		副木、副子		水質検査用器具
	万能つぼ		捲綿子		携帯用救急器具		プール用水温計
	洗面器及び洗面器スタンド		消息子		担架		プール水質検査用器具
	薬品戸棚		耳鏡		マウス・トゥ・マウス用マスク		ダニ検査キット
	書類戸棚		耳鼻科用ピンセット		松葉杖		
	健康関係書類格納庫		鼻鏡		救急処置用踏み台		
	ついたて		咽頭捲綿子		洗眼瓶		
	湯沸器具		舌圧子		洗眼受水器		
	ストップウォッチ		菌鏡		滅菌器(オートクレーブを含む)		
	黒板(ホワイトボードを含む)		歯科用探針		汚物投入器		
	懐中電灯		歯科用ピンセット		氷のう、氷まくら		
	温湿度計		聴診器		電気あんか		
冷凍冷蔵庫	打診器						
各種保健教育資料	血圧計						
	照明灯						
	ペンライト						

1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施

学校環境衛生活動の進め方



1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施
2. 国・県・市町村・学校等の責務
3. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に関する現状と課題
4. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に向けた取組
5. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の活用
6. コロナ明けの学校環境衛生管理



2. 国・県・市町村・学校等の責務

学校環境衛生に係る各主体の責務

主体	責務
国	<ul style="list-style-type: none">○財政措置その他必要な施策を講ずる（法第3条第1項）○学校環境衛生基準を定める（法第6条第1項）
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none">○財政措置その他必要な施策を講ずる（法第3条第1項）
学校の設置者	<ul style="list-style-type: none">○学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努める（法第4条）○学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない（法第6条第2項）
学校※	<ul style="list-style-type: none">○環境衛生検査に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない（法第5条）○環境衛生検査は、毎学年定期的に学校環境衛生基準に基づき行わなければならない（施行規則第1条第1項）○環境衛生検査のほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない（施行規則第2条）
校長	<ul style="list-style-type: none">○学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該学校の設置者に対し、その旨を申し出る（法第6条第3項）

※ すべて学校長その他の教職員のみの責任とするものではなく、当該学校の管理運営について責任を有する設置者についても併せて果たすべき責務を規定したものである（「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」（20文科ス第522号平成20年7月9日付け文部科学省スポーツ・青少年局長通知））

注）学校保健安全法を「法」、学校保健安全法施行規則を「施行規則」と省略記載

2. 国・県・市町村・学校等の責務

学校環境衛生に係る教職員等の役割

教職員等	役割
校長	<ul style="list-style-type: none">○環境衛生検査の実施の責任○学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、必要な措置、措置を講ずることができないときは、学校の設置者に対して申出
保健主事	<ul style="list-style-type: none">○学校保健と学校全体の活動に関する調整、学校保健計画の作成と実施（保護者等の関係者に周知を含む）、学校保健に関する組織活動の推進
養護教諭	<ul style="list-style-type: none">○保健管理（学校環境衛生管理）、学校保健計画の策定に中心的な役割、子どもの現代的な健康課題の対応に当たり、学級担任等、学校薬剤師など学校内における連携
学級担任等	<ul style="list-style-type: none">○各教室の日常点検の実施。ただし、保健教育の一環として、日常点検を見守る児童生徒等が行うことも考えられる
学校医	<ul style="list-style-type: none">○学校保健計画の立案に参与○学校環境衛生の維持・改善に関し、学校薬剤師と協力して、指導・助言○感染症の予防に関し指導・助言、感染症・食中毒の予防処置に従事
学校薬剤師	<ul style="list-style-type: none">○学校保健計画の立案に参与○環境衛生検査に従事（検査は、学校薬剤師が実施、教職員が実施又は外部検査機関が実施）○学校環境衛生の維持・改善に関し、指導・助言

学校保健安全法施行規則、「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」（平成20年1月中央教育審議会答申）、学校環境衛生管理マニュアル「学校環境衛生基準」の理論と実践[平成30年度改訂版]、「養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議議論の取りまとめ」より

2. 国・県・市町村・学校等の責務

国及び地方自治体等の責務



学校保健安全法

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校環境衛生基準)

第6条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

※学校保健安全法第6条第1項は抜粋





学校保健安全法

(学校保健に関する学校の設置者の責務)

第4条 **学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員**の心身の健康の保持増進を図るため、**当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。**

(学校環境衛生基準)

第6条 (略)

2 **学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。**

2. 国・県・市町村・学校等の責務

学校の設置者の責務（学校環境衛生活動に係る留意事項）

学校環境衛生基準の一部改正について（通知）

（4文科初第424号令和4年5月9日付文部科学省初等中等教育局長事務代理文部科学審議官通知）

この度、別添のとおり「学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第六条第一項の規定に基づき、**学校環境衛生基準**（平成二十一年文部科学省告示第六十号）の一部を改正する件（令和四年文部科学省告示第六十号。以下「本基準」という。）」が公布され、令和4年4月1日から施行されました。**本基準の概要及び留意事項等については下記のとおり**ですので、その趣旨を十分御理解の上、本基準に基づき学校環境衛生検査を実施し、適切な学校環境衛生活動を行っていただくようお願いいたします。



2. 国・県・市町村・学校等の責務

学校の設置者の責務（学校環境衛生活動に係る留意事項）

記

5 学校環境衛生活動に係る留意事項

(1) 学校の責務について
(略)

(2) 学校の設置者の責務について

学校の設置者においては、学校環境衛生活動が適切に実施されるよう、法第4条の規定に基づき、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努められたいこと。

なお、「施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実」については、例えば、**検査器具など物的条件の整備、学校環境衛生検査委託費の財政措置等**が考えられること。

また、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があり、改善措置が必要な場合において、校長より法第6条第3項の申出を受けた場合は、法第6条第2項を踏まえて適切な対応をとるよう努められたいこと。



2. 国・県・市町村・学校等の責務

学校または校長の責務



学校保健安全法

(学校保健計画の策定等)

第5条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境衛生基準)

第6条 (略)

3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。



2. 国・県・市町村・学校等の責務 校長の責務等



(定期検査)

定期検査は、それぞれの検査項目についてその実態を客観的、科学的な方法で定期的に把握し、その結果に基づいて事後措置を講ずるためのものである。したがって、定期検査に使用する測定機器はデジタル機器を含め、適正なものでなくてはならない。検査の実施に当たっては、その内容により、学校薬剤師が自ら行う、学校薬剤師の指導助言の下に教職員が行う、又は学校薬剤師と相談の上で外部の検査機関に依頼することなどが考えられるが、いずれの場合においても各学校における検査の実施については校長の責任のもと、确实かつ適切に実施しなければならない。

特に、検査機関に検査を依頼する場合には、検査機関に任せきりにするのではなく、検査計画の作成、検体採取（又は検体採取立会い）、結果の評価等については、学校薬剤師等学校関係者が中心となって行い、適切な検査の実施に努めなければならない。

2. 国・県・市町村・学校等の責務

学校の責務等



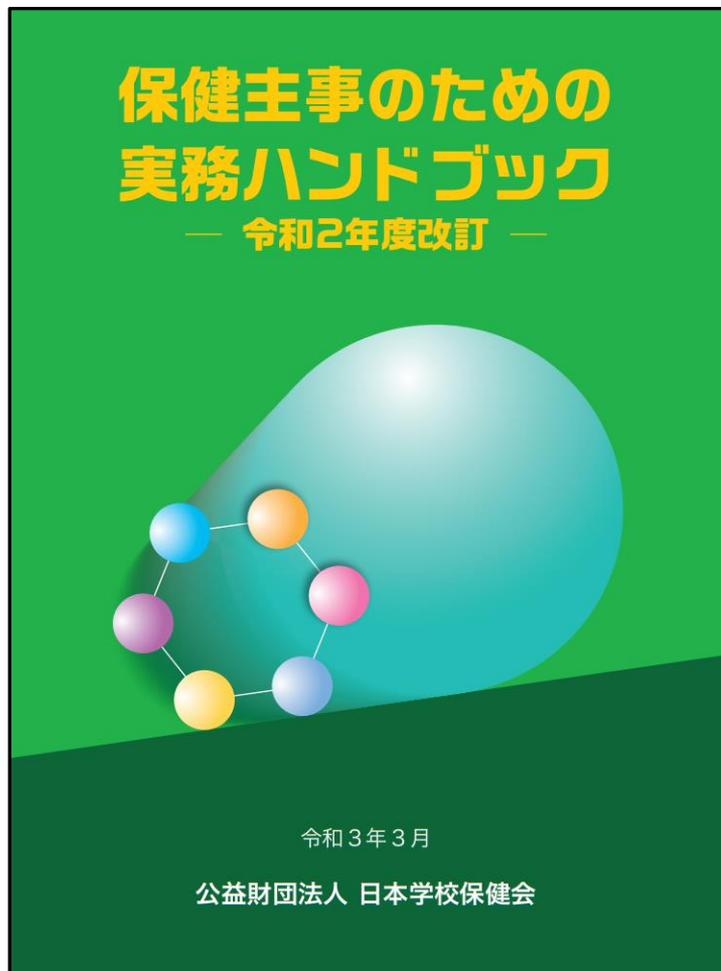
(日常点検)

日常点検は、点検すべき事項について、毎授業日の授業開始時、授業中、又は授業終了時等において、主として官能法によりその環境を点検し、その点検結果を定期検査や臨時検査に活用したり、必要に応じて事後措置を講じたりするためのものである。各教室の環境については学級担任の役割とするなど、校務分掌等に基づき教職員の役割を明確にした上で、確実に実施する必要がある。

学校環境衛生活動は、身の回りの環境がどのように維持されているかを知る保健教育の一環として、児童生徒等が学校環境衛生活動を行うことも考えられる。

2. 国・県・市町村・学校等の責務

学校保健計画の作成と実施



学校保健に関する事項の管理

保健主事は、学校保健と学校全体の活動に関する調整、**学校保健計画の作成と実施**、学校保健に関する組織活動の推進など、学校保健に関する事項の管理に当たります。

○学校保健計画の作成と実施

保健主事は、保健教育、**保健管理**及び組織活動の内容を盛り込んで計画を作成するとともに、**保護者等の関係者に周知を図りながら、これらを適切に実施することが求められます。**

・制作: 令和3年3月
・掲載URL:
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/243>





学校保健安全法

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第23条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び**学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。**

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の**職務執行の準則は、文部科学省令で定める。**

2. 国・県・市町村・学校等の責務

学校薬剤師の職務



学校保健安全法施行規則

(学校薬剤師の職務執行の準則)

第24条 学校薬剤師の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
 - 二 環境衛生検査に従事すること。
 - 三 学校環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
 - 四 法第8条の健康相談に従事すること。
 - 五 法第9条の保健指導に従事すること。
 - 六 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導に従事すること。
- 2 学校薬剤師は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校薬剤師職務記録簿に記入して校長に提出するものとする。



2. 国・県・市町村・学校等の責務

学級担任等、教育委員会に求められる役割

学級担任等は、子どもと常に身近に接していることから、メンタルヘルスやアレルギー疾患などの子どもの現代的な健康課題に対応すべく、子どもたちと向き合う時間の確保や、日々の健康観察、保健指導、学校環境衛生の日常的な点検などを適切に行うことが求められている。保健学習については、とりわけ、学級担任、保健体育教諭、養護教諭などが連携して実施していくことが求められる。また、学校保健の組織的活動を活性化する上で、養護教諭や保健主事などとともに、学級担任などの一般教諭が一丸となって積極的に取り組んでいくことが必要である。

しかしながら、一般教諭の学校保健活動に対する理解や学校保健活動に主体的に取り組む上での意識の不足が見られ、その担うべき役割が必ずしも十分果たされていないこともあるため、各大学や教育委員会の取組により、教員養成の段階や初任者研修をはじめとする各種現職研修の段階において、学校保健についての知識や指導方法について修得する機会を確保・充実することが望まれる。

2. 国・県・市町村・学校等の責務

学校保健技師の活用

また、域内の学校における日々の環境衛生を含む学校保健管理に関する諸課題に対応するために、**都道府県の教育委員会には専門性を有する学校保健技師を置くことができる**とされているものの、約半数の都道府県（26府県）では配置されておらず、また、その多くが非常勤となっている。

環境衛生などの諸課題に対しては、専門的な見地から可能な限り早期の助言指導を行う必要があること、維持管理や改善について市町村の教育委員会や関係機関との連携を図る必要があることから、学校保健技師の活用が望まれる。

「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」
（平成20年1月中央教育審議会答申）より



2. 国・県・市町村・学校等の責務

環境衛生検査・日常点検における各主体の責務

学校の
設置者

学校

学校
薬剤師

➤ 施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実 (法第4条)

➤ 適切な環境の維持 (法第6条第2項)

➤ 学校保健計画の策定・実施 (法第5条)

➤ 環境衛生検査・日常点検の実施
(施行規則第1条、第2条)

➤ 適正を欠く事項に対して措置を講じ、困難な場合は学校の設置者に対して申し出 (法第6条第3項)

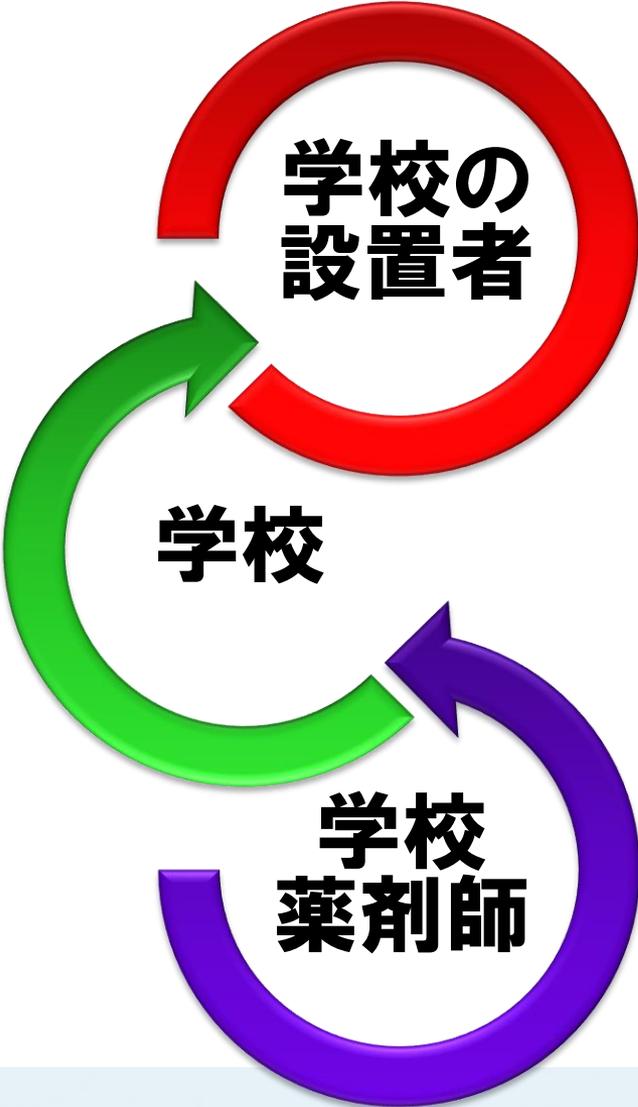
➤ 環境衛生検査に従事

➤ 必要な指導及び助言
(施行規則第24条)



2. 国・県・市町村・学校等の責務

環境衛生検査・日常点検における各主体の責務



学校の設置者

学校

学校薬剤師

➤ 施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実 (法第4条)

➤ 適切な環境の維持 (法第6条第2項)

➤ 学校保健計画の策定・実施 (法第5条)

➤ 環境衛生検査・日常点検の実施
(施行規則第1条、第2条)

➤ 適正を欠く事項に対して措置を講じ、困難な場合は学校の設置者に対して申し出 (法第6条第3項)

➤ 環境衛生検査に従事

➤ 必要な指導及び助言
(施行規則第24条)



1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施
2. 国・県・市町村・学校等の責務
3. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に関する現状と課題
4. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に向けた取組
5. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の活用
6. コロナ明けの学校環境衛生管理



3. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に関する現状と課題

2021年度全国学校保健調査集計結果報告（全国と東京都）

	全国	東京都
学校保健計画作成について学校から確認要請があった	21.8%	28.6%
学校保健計画において環境衛生検査の記載が全検査項目あった	41.3%	55.0%
環境衛生検査を全項目実施した	34.3%	44.4%

3. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に関する現状と課題 学校保健計画の立案への参与（東京都）

学校保健計画の作成に当たり、学校から確認要請が「あった」
..... 28.6%

学校保健計画の作成に当たり、学校から確認要請が「なかった」
..... 71.4%

3. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に関する現状と課題 学校保健計画への環境衛生検査の記載（東京都）

「全ての検査項目の記載があった」	55.5%
「一部の検査項目しか記載がなかった」	6.9%
「まったく記載がなかった」	1.7%
「わからない」	36.4%

3. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に関する現状と課題 学校保健計画への環境衛生検査の記載（東京都）

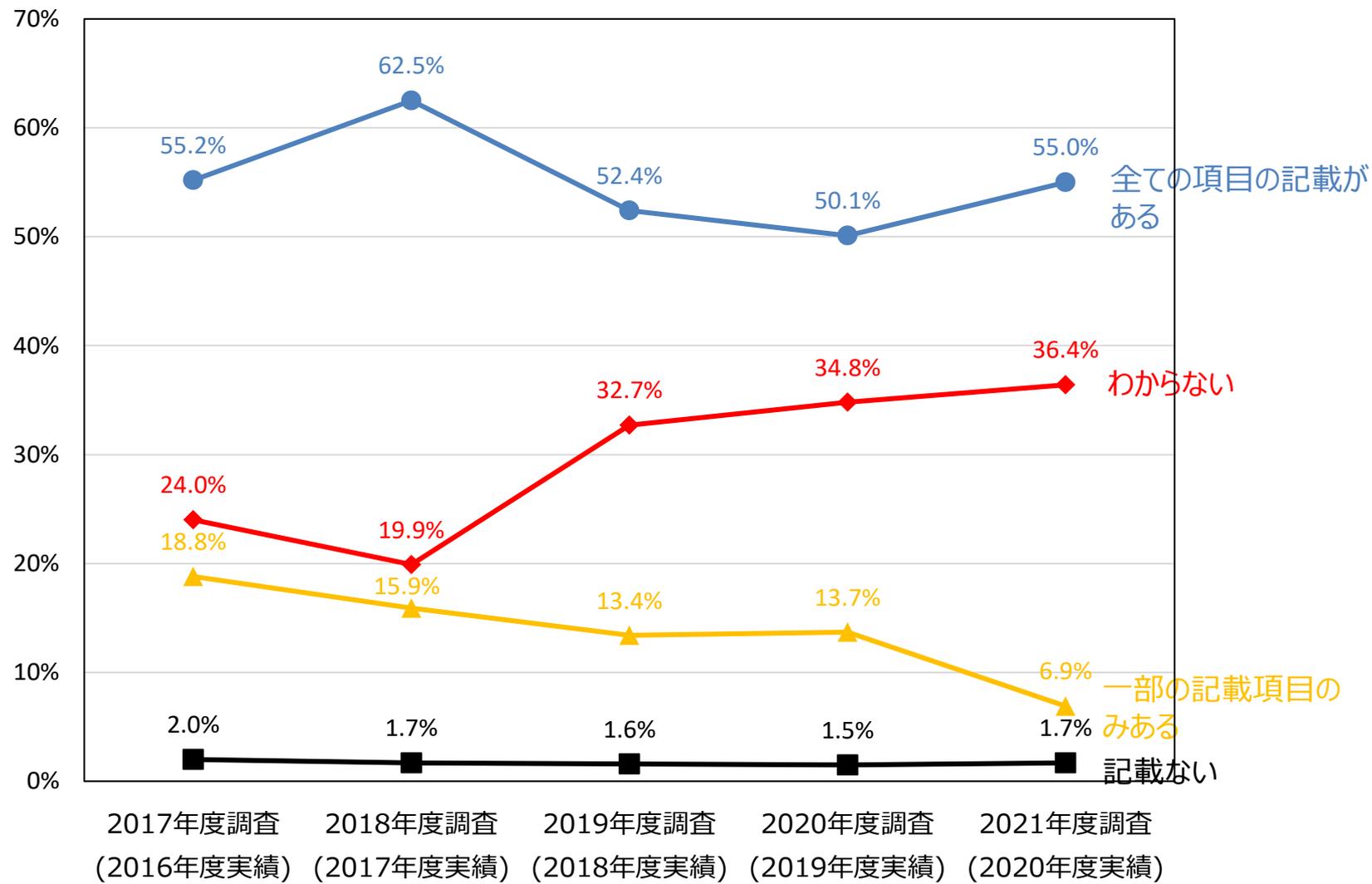
「一部の検査項目しか記載がなかった」	6.9%
「まったく記載がなかった」	1.7%



上記のうち、	
「検査項目の記載がないことを問い合わせた」	21.0%
「検査項目の記載がないことを問い合わせなかった」	79.0%

3. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に関する現状と課題

学校保健計画における環境衛生検査の位置付け状況の年次推移（東京都）



3. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に関する現状と課題 環境衛生検査の実施状況（東京都）

「全ての項目を実施した」	44.4%
「一部実施できない項目があった」	55.0%
「まったく実施していない」	0.5%

3. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に関する現状と課題

環境衛生検査の実施状況（東京都）

「一部実施できない項目があった」..... 55.0%

「まったく実施していない」..... 0.5%



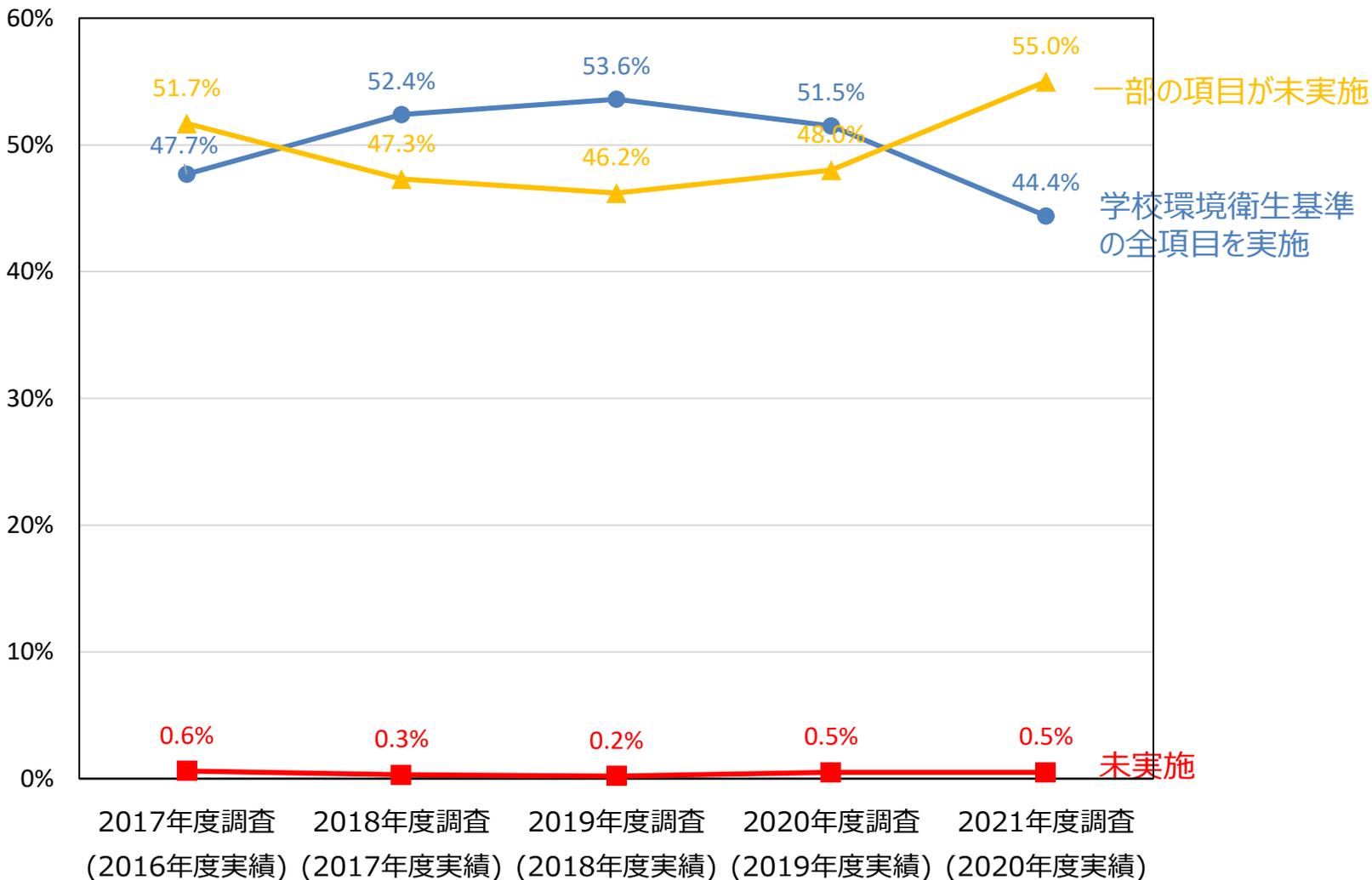
上記のうち、

「実施できていない項目の実施を要望した」..... 5.1%

「実施できていない項目の実施を要望しなかった」.. 94.9%

3. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に関する現状と課題

環境衛生検査の実施状況の年次推移（東京都）



3. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に関する現状と課題 環境衛生検査の全項目実施できなかった理由（東京都）

「器具が足りない」	35.5%
「予算が足りない」	15.4%
「計画がなかった」	64.2%
「時間の都合がつかなかった」	2.9%
「その他」	21.5%

※複数回答可

3. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に関する現状と課題

2020年度全国学校保健調査集計結果報告（東京都）

	2回以上	1回	未実施
換気	64.4%	32.1%	3.5%
温度	68.7%	26.2%	5.2%
相対湿度	64.8%	20.8%	14.4%

1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施
2. 国・県・市町村・学校等の責務
3. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に関する現状と課題
4. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に向けた取組
5. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の活用
6. コロナ明けの学校環境衛生管理



4. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に向けた取組

環境衛生検査の学校保健計画への位置づけの確認 例①

令和〇年度 学校保健年間計画例（小学校）

月	保健目標	学校保健関連行事	保 健 管 理	
			対 人 管 理	対 物 管 理
4	自分の体の発育状態や健康状態について知ろう	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期健康診断 ・ 大掃除 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健調査 ・ 健康観察の確認と実施 ・ 健康相談 ・ 健康診断の計画と実施と事後措置(身体測定・内科検診、歯科検診、視力検査、聴力検査等) ・ 結核健診、運動器検診の間診 ・ 有所見者の生活指導 ・ 手洗いの励行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃計画配布 ・ 大掃除 ・ 飲料水等の水質及び施設・設備の検査 ・ 雑用水の水質及び施設・設備の検査 ・ 机、椅子の高さ 黒板面の色彩の検査
5	運動会を元気に迎えよう	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期健康診断 ・ 運動会 ・ 新体力テスト ・ 避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康観察の実施（強化）・健康相談 ・ 健康診断の実施と事後措置（結核検診、耳鼻科検診、眼科検診、尿検査等） ・ 有所見者の生活指導 ・ 運動会前の健康調査と健康管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 照度・まぶしさ、騒音レベルの検査 ・ 運動場の整備
6	歯を大切にしよう 梅雨時の健康に気をつけよう	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回学校保健委員会 ・ 歯と口の健康週間 ・ プール開き ・ 心肺蘇生法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康観察の実施・健康相談 ・ 歯と口の健康の取組 ・ 水泳時の救急体制と健康管理 ・ 食中毒・感染症予防 ・ 熱中症予防 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水泳プールの水質及び施設・設備の衛生状態の検査
7	夏を元気に過ごそう	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人懇談 ・ 大掃除 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康観察の実施・健康相談 ・ 水泳時の救急体制と健康管理 ・ 夏休みの健康生活指導と健康管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん、気流、一酸化炭素及び二酸化窒素の検査 ・ ネズミ、衛生害虫等の検査 ・ 水泳プールの水質検査 ・ 揮発性有機化合物の検査 ・ ダニ又はダニアレルゲンの検査 ・ 清掃用具の点検・整備
8 9	生活リズムを整えよう	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身長・体重測定 ・ プール納め ・ 避難訓練 ・ 修学旅行6年 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康観察の実施（強化）・健康相談 ・ 夏休みの健康調査 ・ 疾病治療状況の把握 ・ 修学旅行前の健康調査と健康管理 ・ 手洗いの励行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常点検の励行

4. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に向けた取組

環境衛生検査の学校保健計画への位置づけの確認 例①

10	目を大切にしよう	<ul style="list-style-type: none"> ・目の愛護デー ・視力検査 ・就学時の健康診断 ・宿泊学習5年 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康観察の実施・健康相談 ・目の健康について ・正しい姿勢について ・就学時の健康診断の協力 ・宿泊前の健康調査と健康管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・照度、まぶしさ、騒音レベルの検査 ・雑用水の水質及び施設・設備の検査
11	寒さに負けない体をつくろう	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回学校保健委員会 ・いい歯の日 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康観察の実施・健康相談 ・屋外運動の奨励と運動後の汗の始末 ・かぜやインフルエンザの予防 ・歯と口の健康の取組 	
12	室内の換気に注意しよう	<ul style="list-style-type: none"> ・健康相談 ・個人懇談 ・大掃除 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康観察の実施・健康相談 ・かぜの罹患状況把握 ・室内の換気及び手洗いの励行 ・冬休みの健康生活指導と健康管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・大掃除の実施の検査
1	外で元気に遊ぼう	<ul style="list-style-type: none"> ・身長・体重測定 ・避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康観察の実施（強化）・健康相談 ・冬休みの健康調査 ・屋外運動の奨励と運動後の汗の始末 ・かぜの罹患状況把握 ・疾病治療状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常点検の励行 ・換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん、気流、一酸化炭素及び二酸化窒素の検査 ・雨水の排水溝等、排水の施設・設備の検査 ・ストーブ管理
2	かぜをひかないように健康管理をしよう	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回学校保健委員会 ・新入生説明会、一日入学 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康観察の実施・健康相談 ・屋外運動の奨励 ・かぜの罹患状況把握 ・室内の換気及び手洗いの励行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストーブ管理
3	健康生活の反省をしよう	<ul style="list-style-type: none"> ・耳の日 ・大掃除 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康観察の実施 ・一年間の健康生活の反省 ・春休みの健康生活指導と健康管理 ・新年度の計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室の整備 ・学校環境衛生検査結果等のまとめと次年度への課題整理 ・清掃用具の点検・整備 ・大掃除

保健主事のための実務ハンドブックー令和2年度改訂ー付録に一部加筆



4. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に向けた取組

環境衛生検査の学校保健計画への位置づけの確認 例①

学校保健計画の照度の記載例



月	保健管理
	対物管理
4	
5	
6	照度
7	
8	
9	
10	
11	
12	
1	
2	
3	



月	保健管理
	対物管理
4	
5	
6	照度
7	
8	
9	
10	
11	
12	照度
1	
2	
3	

学校環境衛生基準では照度の検査回数は2回となっており、2回分の記載が必要



4. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に向けた取組

環境衛生検査の学校保健計画への位置づけの確認 例②

学校環境衛生検査状況チェック表

令和 年 月 日

1 定期検査			
(1) 学校保健計画において学校環境衛生定期検査が位置付けられているか。			適・不適
大項目	項目	法定回数	検査計画月
換気及び保温等	換気	2回	
	温度	2回	
	相対湿度	2回	
	浮遊粉じん	原則、2回(※1)	
	気流	原則、2回(※1)	
	一酸化炭素	原則、2回(※2)	
	二酸化窒素	原則、2回(※2)	
	揮発性有機化合物	原則、1回(※3)	
	ダニ又はダニアレルゲン	1回(※4)	
	採光及び照明	照度	2回
	まぶしさ	2回	
騒音	騒音レベル	原則、2回	
水質(飲料水等)	水質(飲料水等)	(※5)	
施設・設備(飲料水等)	施設・設備(飲料水等)	(※6)	
学校の清潔	大掃除	3回	
	雨水の排水溝等	1回	
	排水の施設・設備	1回	
ネズミ、衛生害虫等	ネズミ、衛生害虫等	1回	
教室等の備品の管理	黒板面の色彩	1回	
水質(プール水)	水質(プール水)	(※7、8)	
施設・設備の衛生状態(プール水)	施設・設備の衛生状態(プール水)	1回	
(2) 学校環境衛生定期検査を実施しているか。			適・不適
大項目	項目	法定回数	実施回数
	換気	2回	

2 日常点検			
(1) 学校保健計画において学校環境衛生日常点検が位置付けられているか。			適・不適
(2) 学校環境衛生日常点検を実施しているか。			適・不適
大項目	項目	法定回数	実施状況
教室等の環境	換気	毎授業日	
	温度		
	明るさとまぶしさ		
	騒音		
水質及び施設・設備(飲料水等)	飲料水の水質	毎授業日	
	雑用水の水質		
	飲料水等の施設・設備		
学校の清潔及びネズミ、衛生害虫等	学校の清潔	毎授業日	
	ネズミ、衛生害虫等		
水泳プールの管理	プール水等	毎授業日	
	附属施設・設備等		
(3) 学校環境衛生日常点検結果を3年間保存しているか。			適・不適
3 臨時検査			
臨時検査を実施したか。			有・無
(実施した場合は、検査項目)			
4 図面等			
検査に必要な施設・設備等の図面等が保存されているか。			有・無
(※1) 冷暖房機や空調設備を使用している場合 (※2) 燃焼器具を使用していない場合は省略できる (※3) 温度が高い時期 (※4) 温度及び湿度が高い時期 (※5) 水道水を水源とする飲料水(専用水道を除く)は1回、専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水は水道法施行規則に規定する回数、専用水道(水道水を水源とする場合を除く)及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水は1回、雑用水は2回 (※6) 飲料水(水道水源)は1回、飲料水(井戸水源)は2回、雑用水は原則2回 (※7) 総トリハロメタンは使用中に1回、循環ろ過装置の処理水は1回、その他は使用日の積算が30日以内ごとに1回 (※8) 総トリハロメタンの検査は、プール水を1週間に1回以上全換水する場合は、検査を省略することができる。			

確認者所属

確認者氏名

4. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に向けた取組

環境衛生検査の学校保健計画への位置づけの確認 例③

学校保健計画のチェック表の使用例

学校保健計画例

1 定期検査			
(1) 学校保健計画において学校環境衛生定期検査が位置付けられているか。			適・不適
大項目	項目	法定回数	検査計画月
換気及び保温等	換気	2回	
	温度	2回	
	相対湿度	2回	7 不適
	浮遊粉じん	原則、2回(※1)	
	気流	原則、2回(※1)	
	一酸化炭素	原則、2回(※2)	

月	保健管理
	対物管理
4	
5	
6	
7	相対湿度
8	
9	
10	
11	
12	
1	相対湿度
2	
3	

学校保健計画の見直し完了

学校保健計画の修正が必要



4. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に向けた取組

環境衛生検査の学校保健計画への位置づけの確認 例③

<参考 I - 4>

学校環境衛生活動の一年間 (例)

月	活動内容 (主に定期検査)
4月 }	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健計画の確認及び修正 ・黒板面の色彩の検査 ・照度、まぶしさ、騒音レベルの検査 ・飲料水等の水質及び施設・設備の検査
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・水泳プールの水質及び施設・設備の衛生状態の検査 ・雑用水の水質及び施設・設備の検査 ・一酸化炭素及び二酸化窒素の検査
7月 }	<ul style="list-style-type: none"> ・換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん及び気流の検査 ・ネズミ、衛生害虫等の検査 ・水泳プールの水質の検査
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・大掃除の実施の検査 ・揮発性有機化合物の検査 ・ダニ又はダニアレルゲンの検査
10月 }	<ul style="list-style-type: none"> ・照度、まぶしさ、騒音レベルの検査 ・雑用水の水質及び施設・設備の検査
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・大掃除の実施の検査
1月 }	<ul style="list-style-type: none"> ・換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん、気流、一酸化炭素及び二酸化窒素の検査 ・大掃除の実施の検査 ・雨水の排水溝等、排水の施設・設備の検査
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健委員会 (定期検査の報告及び評価) ・学校保健計画案の作成 (学校環境衛生活動に関する計画立案)

4. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に向けた取組

環境衛生検査に係る予算要求 例

○予算要求のスキーム

1. 検査方法の確認

- ・検査機器の使用、検査委託の別

2. 既存の検査機器の把握

- ・検査機器の全整備数
- ・検査機器の地域ごとの整備数
- ・検査機器の保管場所
- ・検査機器の使用開始年
- ・検査機器の耐用年数

3. 検査機器購入の要否確認

- ・検査機器の購入数の確認
- ・備品購入費、消耗品費での購入の別
- ・予算要求額の確認
- ・一括購入、複数年購入の検討

4. 予算要求する所属の確認

- ・検査機器購入費、検査委託費の予算要求をする所属の確認

5. 予算要求資料の作成



4. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に向けた取組

環境衛生検査に係る予算要求 例

予 算 要 求 資 料

平成 26 年度当初予算 支出科目 款:教育費 項:保健体育費 目:学校健康教育費

事業名 **新** 学校環境衛生設備整備費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

教育委員会 スポーツ健康課 学校保健給食係 電話番号: 058-272-1111 (内 3593)
E-mail: cl7769@pref.gifu.lg.jp

(平成 26 年 4 月 1 日以降のこの事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

教育委員会 体育健康課 学校保健係 電話番号: 058-272-1111 (内 3593)
E-mail: cl7769@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,250 千円 (前年度予算額: 0 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	1,250	0	0	0	0	0	0	0	1,250
決定額	1,900	0	0	0	0	0	0	0	1,900

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

既存の検査機器は購入年度が平成 6 年度と古い。
耐用年数を大幅に過ぎているため、学校環境衛生基準に基づく検査結果の数値を正確に把握できないおそれがある。

(2) 事業内容

適切に校正された検査器具を、2 年間で県内 5 圏域の拠点校に各 1 台を配備し、学校間で兼用して学校環境衛生検査を行い、児童生徒が健康で安全な学校施設で学習等できるようにする。

あわせて教職員に対し検査機器の操作指導や研修を行い、学校環境衛生定期検査を円滑実施する。

(3) 県負担・補助率の考え方

県立学校の環境衛生検査を行うために機器購入の費用を県が負担するのは妥当。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
機器購入費	1,250	岐阜、関、東濃圏域のアスマン通風乾湿計等検査機器の購入
合計	1,250	

決定額の考え方

単年度で各 5 圏域の検査機を更新することとし、所要額を計上します。

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

学校保健安全法第 6 条第 1 項の学校環境衛生基準に基づく。
学校が立案する学校保健安全計画において、学校環境衛生基準に示された学校環境衛生定期検査項目を位置付けている。

(2) 後年度の財政負担

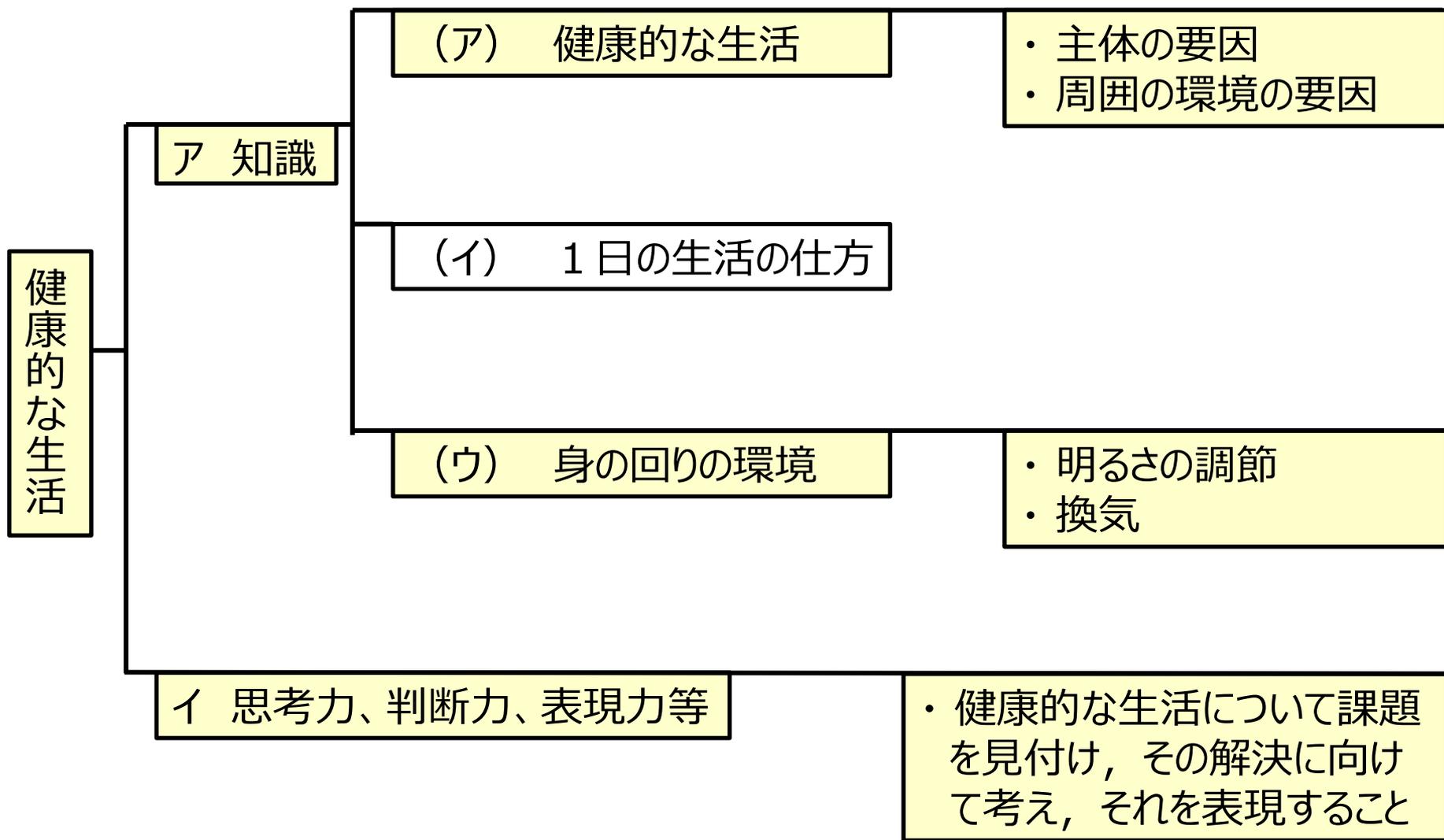
2 年目 (27 年度) に設置する圏域 (西濃、飛騨) の検査機器購入費

1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施
2. 国・県・市町村・学校等の責務
3. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に関する現状と課題
4. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に向けた取組
5. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の活用
6. コロナ明けの学校環境衛生管理



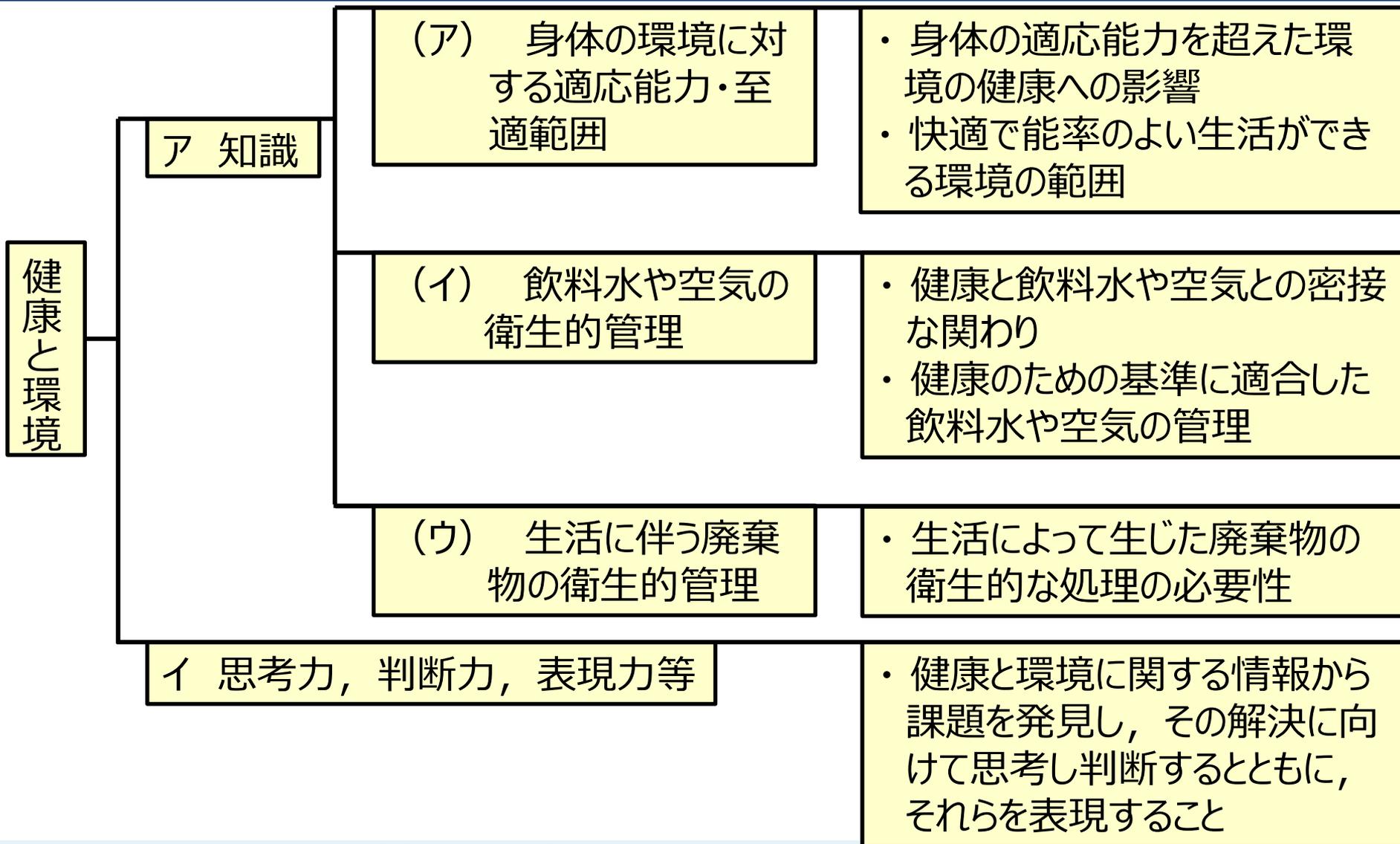
5. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の活用

小学校学習指導要領（平成29年3月告示）



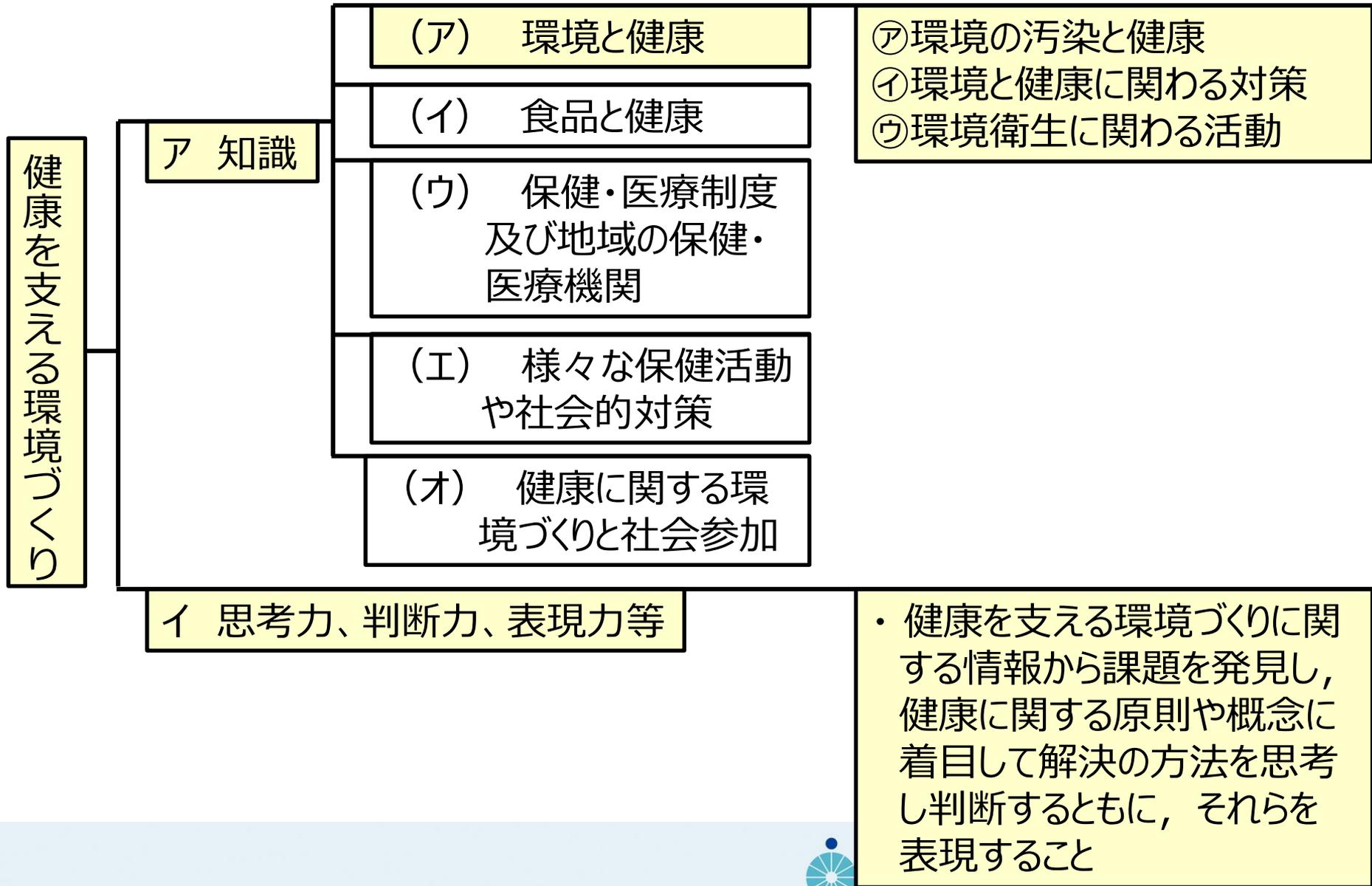
5. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の活用

中学校学習指導要領（平成29年3月告示）



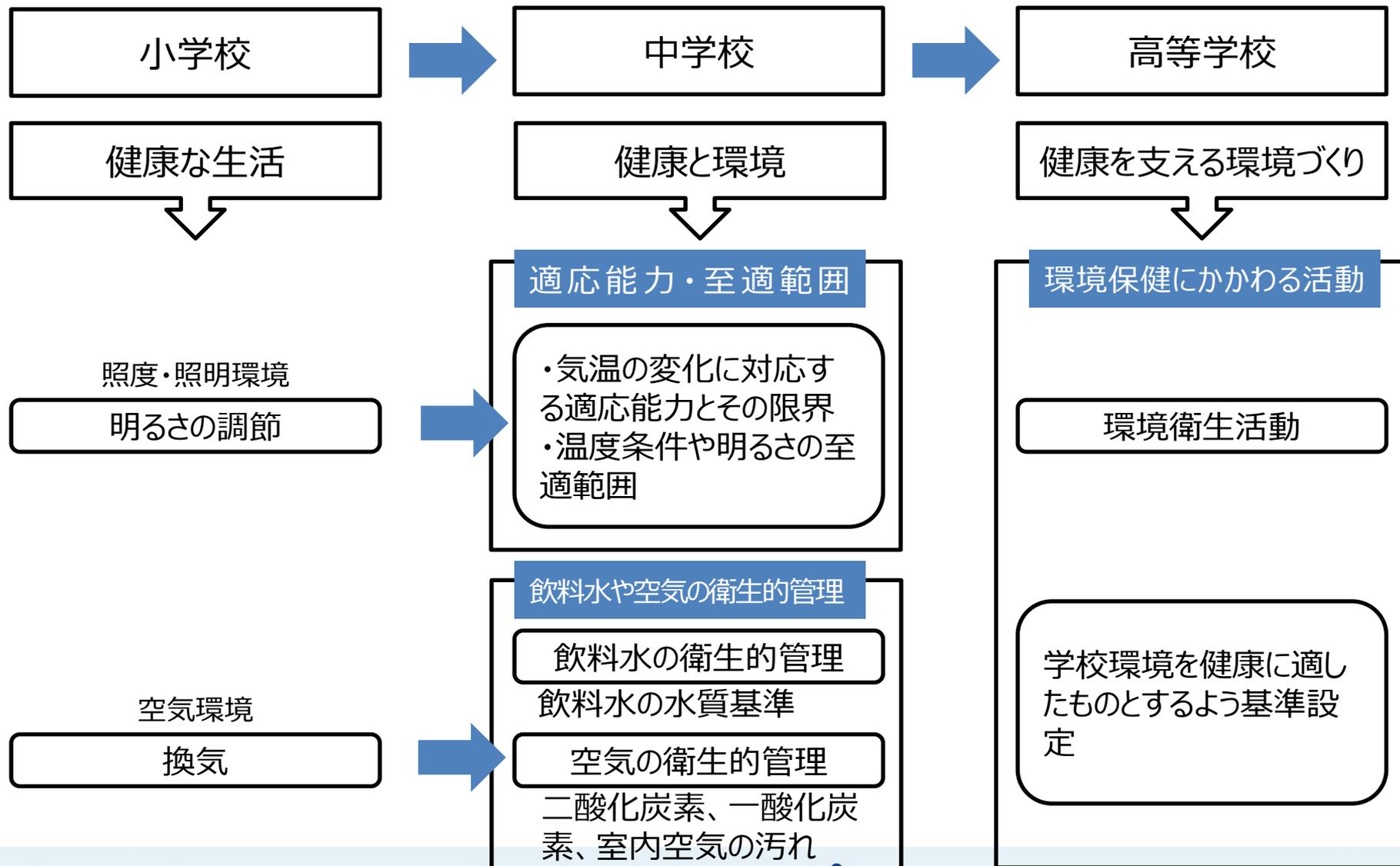
5. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の活用

高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）



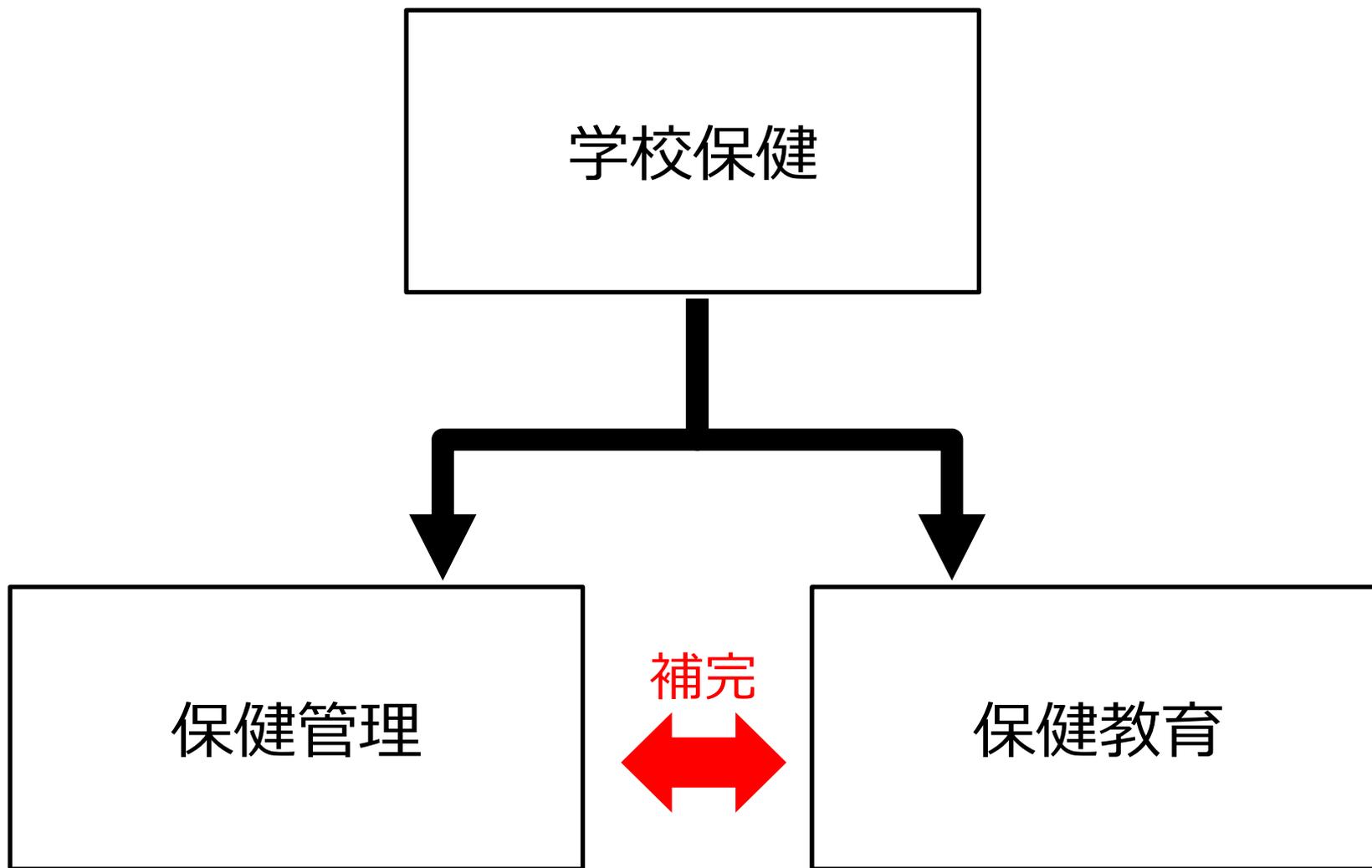
5. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の活用

学校環境衛生活動の系統性・継続性



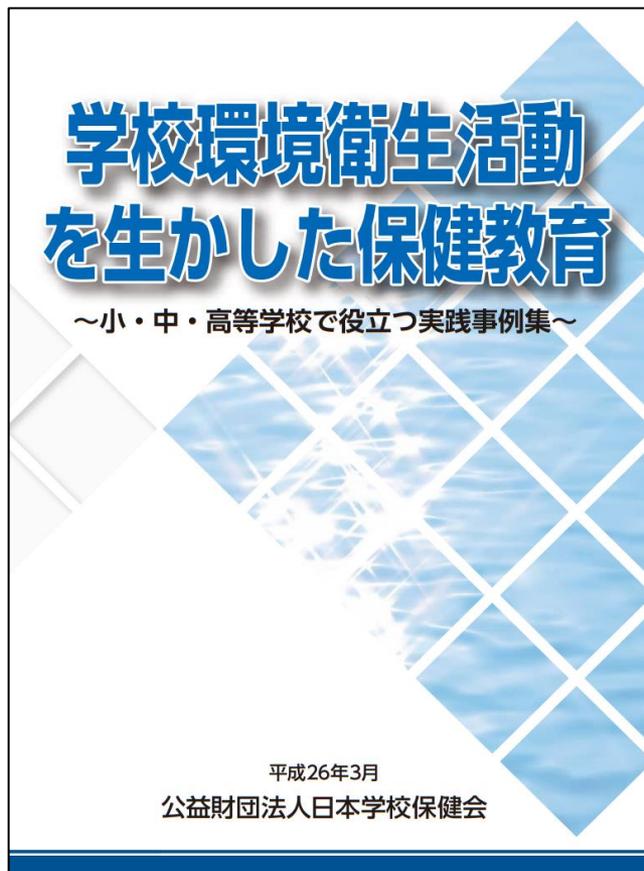
5. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の活用

学校環境衛生活動における保健管理と保健教育



5. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の活用

学校環境衛生活動を生かした保健教育



学校において実際に行われている「保健管理」の視点を体育・保健体育科の授業を中心とした「保健教育」に生かすことで、**児童生徒のみならず教職員が学校環境衛生に関心をもち、学校環境衛生活動が推進されることを期待して作成**

掲載URL:

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/157>



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

5. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の活用

保健管理の視点の保健教育への生かし方（例）



中学校学習指導要領
保健体育 保健分野

保健教育

身体对环境に対する
適応能力・至適範囲

明るさについて、視作業を行う際には、物がよく見え、目が疲労しにくい至適範囲があること、その範囲は、学習や作業などの種類により異なることを理解できるようにする。

定期の環境衛生検査の教室
内の明るさの結果の提示

保健管理

日頃は感覚的にしか意識していないことについて
定量的に認識



机上などの作業面の明るさは姿勢によって変化するなど、よりよい環境への気づきへとつなげることができる



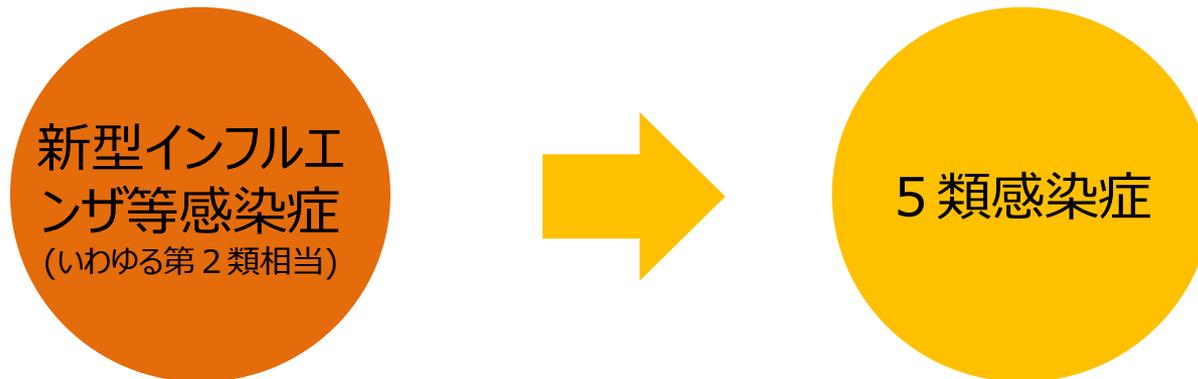
1. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施
2. 国・県・市町村・学校等の責務
3. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に関する現状と課題
4. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に向けた取組
5. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の活用
6. コロナ明けの学校環境衛生管理



6. コロナ明けの学校環境衛生管理

感染症法上の新型コロナウイルス感染症の位置付け

感染症法



分類	感染症	分類の考え方
二類感染症	結核、SARS、MERS等	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が高い感染症
五類感染症	インフルエンザ、性器クラミジア感染症等	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を国民一般や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・まん延を防止すべき感染症
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等	インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの等

6. コロナ明けの学校環境衛生管理

感染症法上の新型コロナウイルス感染症の5類移行前の位置付け

5類移行前

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(定義等)

第6条第1項から第6項 (略)

7 この法律において「**新型インフルエンザ等感染症**」とは、次に掲げる**感染性の疾病**をいう。

一及び二 (略)

三 **新型コロナウイルス感染症** (新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、**一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの**をいう。)



6. コロナ明けの学校環境衛生管理

感染症法上の新型コロナウイルス感染症の位置付けの移行

5 類移行

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(新型インフルエンザ等感染症の発生及び実施する措置等に関する情報の公表)

第44条の2 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等感染症が発生したと認めるときは、速やかに、その旨及び発生した地域を公表するとともに、当該感染症について、第16条第1項の規定による情報の公表を行うほか、病原体の検査方法、症状、診断及び治療並びに感染の防止の方法、この法律の規定により実施する措置その他の当該感染症の発生の予防又はそのまん延の防止に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により逐次公表しなければならない。

2 (略)

3 厚生労働大臣は、第1項の規定により情報を公表した感染症について、国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により**新型インフルエンザ等感染症と認められなくなったときは、速やかに、その旨を公表しなければならない。**

6. コロナ明けの学校環境衛生管理

感染症法上の新型コロナウイルス感染症の位置付けの移行

5 類移行

厚生労働大臣公表文書

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る
新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症への移行について

【直近の感染状況と 5 類感染症への移行について】

今般の新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和 5 年 1 月 27 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、オミクロン株と大きく病原性が異なる変異株が出現する等の特段の事情が生じない限り、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、本年 5 月 8 日から「5 類感染症」に位置づけることを決定しました。

6. コロナ明けの学校環境衛生管理

感染症法上の新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行

5類移行後

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(定義等)

第6条第1項から第5項 (略)

6 この法律において「五類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一～八 (略)

九 前各号に掲げるもののほか、既に知られている感染性の疾病(四類感染症を除く。)であって、前各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの



6. コロナ明けの学校環境衛生管理

感染症法上の新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行

5類移行後

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 施行規則

(五類感染症)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第6条第6項第9号に規定する厚生労働省令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。

一～十四 （略）

十五 **新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）**



6. コロナ明けの学校環境衛生管理

新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止

新型インフルエンザ等対策特別措置法

(政府対策本部の廃止)

第21条 **政府対策本部は**、第15条第1項に規定する新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第6条第6項第1号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は**感染症法第44条の2第3項若しくは第44条の7第3項の規定による公表がされ**、若しくは感染症法第6条第8項若しくは第53条第1項の政令が廃止されたときに、**廃止されるもの**とする。

2 内閣総理大臣は、政府対策本部が廃止されたときは、その旨を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。



6. コロナ明けの学校環境衛生管理

新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止

新型インフルエンザ等対策特別措置法

(政府対策本部の所掌事務等)

第17条 政府対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が次条第1項に規定する基本的対処方針に基づき実施する新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関すること。

二 第20条第1項及び第3項（第三十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により政府対策本部長の権限に属する事務

三 前2号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

2 政府対策本部に関する事務は、内閣感染症危機管理統括庁において処理する。



6. コロナ明けの学校環境衛生管理

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止について（令和5年4月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律**（平成10年法律第114号）**第44条の2第3項の規定に基づき**、厚生労働大臣から、令和5年5月7日をもって同法の**新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され**、これに伴い、**同月8日に同法の5類感染症に位置付けられることとなった。**

このため、「**新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針**」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）は、**令和5年5月8日に廃止する。**



6. コロナ明けの学校環境衛生管理

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止

新型インフルエンザ等対策特別措置法

(基本的対処方針)

第18条 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針」という。）を定めるものとする。

2 基本的対処方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実
- 二 当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針
- 三 新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項

3 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めたときは、直ちに、これを公示してその周知を図らなければならない。

4 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めようとするときは、あらかじめ、第70条の2の新型インフルエンザ等対策推進会議の意見を聴かななければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

5 前2項の規定は、基本的対処方針の変更について準用する。



6. コロナ明けの学校環境衛生管理

新型コロナウイルス感染症に関する政策・措置の見直し

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について

(令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

1. 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ

- 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて」（令和5年1月27日厚生科学審議会感染症部会）を踏まえ、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の**新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける。**
- 今後、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になれば、ただちに対応を見直す。



6. コロナ明けの学校環境衛生管理

新型コロナウイルス感染症に関する政策・措置の見直し

2. 感染症法上の位置づけの変更に伴う政策・措置の見直し

○ 新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされたことに伴い、これまで講じてきた各種の**政策・措置**について、**見直し**を行う。

④ 基本的な感染対策

- **マスク**については、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は**個人の判断に委ねることを基本**として検討する。あわせて**各個人の判断に資するよう、政府はマスクの着用が効果的な場面の周知**を行う。マスクの取扱いの検討に関しては感染状況等も踏まえて行い、今後早期に見直し時期も含めその結果を示す。その際、**子どもに関して発育・発達の妨げにならないよう配慮が必要であるとの指摘があることに留意**する。
- **引き続き、効果的な換気や手洗いなどの手指衛生の励行**をお願いする。
- **感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。**
- **医療機関や高齢者施設でのクラスター防止対策は継続しつつ、できる限り面会の希望が実現できるよう取組をお願いしていく。**



6. コロナ明けの学校環境衛生管理

新型コロナウイルス感染症に関する政策・措置の見直し

3. 新型コロナウイルス感染症対策本部等の廃止

○ 新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされ、5類感染症に位置づけられることに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第21条第1項の規定に基づき、**新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止**される。

また、政府対策本部が廃止されたときは、特措法第25条の規定に基づき、都道府県対策本部についても廃止することとなる。



6. コロナ明けの学校環境衛生管理

学校における新型コロナウイルス感染症対策

5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

（5 文科初第347号令和 5 年 4 月 28 日付文部科学省初等中等教育局長通知）

1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

○ 新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行後においても、

- ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
- ・ 適切な換気の確保
- ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが、引き続き**平時**である一方で、感染状況が落ち着いている**平時**においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと

これまでもお示しているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが**基本**となること、また、学校給食の場面においては、「黙食」は必要ないこと

○ 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、

- ・ 「近距離」「対面」「大声」での**流行時**の発声や会話を控えること
- ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の**流行時**の身体的距離を確保すること

等の措置を一時的に講じることが考えられること



6. コロナ明けの学校環境衛生管理

第1章 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

学校における新型コロナウイルス感染症に関する 衛生管理マニュアル(2023.5.8～)

第1章 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

感染状況が落ち着いている平時においても、幼児児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導等を行いつつ、地域や学校において感染が流行している場合などには、必要に応じて、活動場面に応じた感染症対策を一時的に検討するなど、学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事等の学校教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していくことが必要です。

その際、感染症対策を講じたとしても、感染リスクはゼロにはならないということを理解した上で、感染者が確認された場合には、適切に対処することができるよう、以下を参考に、教育委員会と衛生主管部局との連携や、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の専門家と連携した学校における保健管理体制を構築しておくことが重要です。



6. コロナ明けの学校環境衛生管理

第1章 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

1. 設置者及び学校の役割

(1) 教育委員会等の役割

域内の学校における感染拡大を防止し、感染者が確認された場合に適切に対処できるよう、以下の役割を担います。

- ① 衛生主管部局と連携し、地域の感染状況について情報収集を行い、その状況を踏まえて、臨時休業の必要性等について判断する。
- ② 各学校の対応状況の把握や必要な物品の調達等、衛生環境の整備や指導を行う。
- ③ 医師会・歯科医師会・薬剤師会等との連携・協力を行うとともに、設置者として保護者や地域への連絡や情報発信等を行う。

(2) 学校の役割

校長を責任者とし、保健主事・養護教諭・各学級担任等とともに、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等と連携した保健管理体制を構築します。

その上で、児童生徒等への指導のほか、健康観察や、給食時間や休み時間、登下校時の見守りなど、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）や地域学校協働本部による支援等、地域の協力を得ながら学校全体として取り組むことが重要です。



6. コロナ明けの学校環境衛生管理

第2章 平時から求められる感染症対策について

第2章 平時から求められる感染症対策について

3. 換気の確保

新型コロナウイルス感染症の感染経路は、接触感染のほか、せき、くしゃみ、会話等のときに排出される飛沫やエアロゾルの吸入等とされており、**換気の確保は、引き続き、有効な感染症対策**となります。

このため、**換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うようにします。**授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はありませんが、**気候、天候や教室の配置などにより換気の程度が異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師等と相談してください。**

⑥換気設備等の活用と留意点

換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転します。

他方で、換気設備の換気能力を確認することも必要です。換気設備だけでは人数に必要な換気能力には足りず、窓開け等による自然換気との併用が必要な場合が多いことに留意が必要です。なお、換気扇のファン等が汚れていると効率的な換気が行えないことから、清掃を行うようにしてください。

また、**十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の導入など、換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を確保することが重要**となります。



6. コロナ明けの学校環境衛生管理

第2章 平時から求められる感染症対策について

⑦ 冬季における換気の留意点

冷気が入りこむため窓を開けづらい時期ですが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもありますので、換気に取り組むことが必要です。気候上可能な限り、常時換気に努めてください（難しい場合には30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、窓を全開にします。）。

ロ) 地域の気候条件に応じた換気方法

換気の方法については、地域の気候等に応じた方法がある場合もあります。それぞれの気候条件に応じて、必要に応じ、適切な換気方法を学校薬剤師等に相談してください。

ハ) 機器による二酸化炭素濃度の計測

十分な換気ができているかを把握し、適切な換気を確保するために、適宜学校薬剤師等の支援を得つつ、換気を目安としてCO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測することも考えられます。



6. コロナ明けの学校環境衛生管理

第2章 平時から求められる感染症対策について

4. 手洗い等の手指衛生の指導

ウイルスが付着したものに触った後、手を洗わずに、目や鼻、口を触ることにより感染することもあります。このため、**接触感染の仕組みについて児童生徒等に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないようにするとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを指導**します。

具体的には、登校時や外から教室等に入る時、トイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。**手洗いは30秒程度かけて、流水と石けんで丁寧に洗います。**また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導します。

なお、**手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるもの**ですので、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導します。また、石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬に過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合には、流水でしっかり洗うことを指導するなどの配慮を行います。

これらの取組は、児童生徒等のみならず、教職員や、学校に出入りする関係者の間でも心掛けるようにします。



6. コロナ明けの学校環境衛生管理

第2章 平時から求められる感染症対策について

6. マスクの取扱い

学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本となります。

ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクを着用することが推奨されます。

また、基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない児童生徒もいることなどから、そういった者にマスクの着脱を強いることのないようにしてください。児童生徒の間でも着用の有無による差別・偏見等がないよう適切な指導をお願いします。

幼児についてはマスクの着用を求めないこととしています。ただし、様々な事情により着用を希望する幼児に対しては、適切な配慮が必要であることに留意してください。



6. コロナ明けの学校環境衛生管理

第2章 平時から求められる感染症対策について

7. 清掃

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はありますが、学校生活の中で消毒によりウイルスを完全に死滅させることは困難です。

このため、**一時的な消毒の効果**を期待するよりも、**清掃により清潔な空間を保ち、手洗いを徹底することの方が重要**です。それに加えて、清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要です。

○ 普段の清掃のポイント

- ・ 清掃用具の劣化や衛生状態、適切な道具が揃っているかを確認します。
- ・ トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はありません。
- ・ 器具・用具や清掃道具など共用する物品については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導します。
- ・ 清掃の実施の際には、換気を十分に行います。



6. コロナ明けの学校環境衛生管理

第3章 感染流行時における感染症対策について

第3章 感染流行時における感染症対策について

第2章で述べたように、学校教育活動の実施に当たっては、健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導等が重要となりますが、感染状況が落ち着いている平時には、それ以外に特段の感染症対策を講じる必要はありません。

一方で、地域や学校において**感染が流行している場合などには、以下を参考に、一時的に活動場面に応じた対策を講じる**ことが考えられます。

2. 身体的距離の確保

活動の性質上、学校においては**身体的距離を確保することが感染対策上有効**となります。特に、地域や学校において**感染が流行している場合などには、授業等**における具体的な活動場面や使用する施設の状況等を踏まえた上で、児童生徒等の間隔を可能な範囲でとることが考えられます。

その際、児童生徒等の間隔に一律にこだわるのではなく、換気を組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応するようにしてください。



6. コロナ明けの学校環境衛生管理

第3章 感染流行時における感染症対策について

3. 具体的な活動場面ごとの感染症対策

(1) 各教科等

地域や学校において感染が流行している場合などには、以下に示すような各教科等における「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たって、活動の場面に応じて、一時的に

- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・ 児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
- 等の対策を講じることが考えられます。

(2) 儀式的行事等の学校行事

儀式的行事のほか、**体育的行事や文化的行事その他の学校行事の実施に当たっても、地域や学校において感染が流行している場合などには、一時的に、**

(1) で述べた対策のほか、以下のような対策や工夫を講じることが考えられます。 その際には、児童生徒等や保護者等の理解・協力が得られるよう、丁寧な説明・情報発信を行うことが重要です。

＜感染症対策＞

- ・ 参加者への手洗いや咳エチケットの推奨など
- ・ アルコール消毒薬の設置など
- ・ 可能な範囲で間隔を空けるなど、触れ合わない程度の距離の確保



6. コロナ明けの学校環境衛生管理

新型コロナウイルス感染症による出席停止

学校保健安全法

(出席停止)

第19条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

(臨時休業)

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。



6. コロナ明けの学校環境衛生管理

新型コロナウイルス感染症による出席停止

学校保健安全法施行令

(出席停止の指示)

第6条 校長は、法第19条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

2 出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。

(出席停止の報告)

第7条 校長は、前条第一項の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。



6. コロナ明けの学校環境衛生管理

新型コロナウイルス感染症による出席停止

学校保健安全法施行規則

(感染症の種類)

第18条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

一 第一種 (略)

二 第二種 インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳せき、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、**新型コロナウイルス感染症** (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新報告されたものに限る。)) であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

三 第三種 (略)

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。



6. コロナ明けの学校環境衛生管理

新型コロナウイルス感染症による出席停止

学校保健安全法施行規則

(出席停止の期間の基準)

第19条 令第6条第2項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

- 一 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
- 二 第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。)にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。
イ～ト (略)
- チ 新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。
- 三～六 (略)



6. コロナ明けの学校環境衛生管理

新型コロナウイルス感染症による出席停止

学校保健安全法**施行規則**

(感染症の予防に関する細目)

- 第21条 **校長は**、学校内において、感染症にかかつており、又はかかっている疑いがある児童生徒等を発見した場合において、**必要と認めるときは**、**学校医に診断させ、法第19条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。**
- 2 **校長は**、学校内に、**感染症のウイルスに汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは**、**消毒その他適当な処置をするものとする。**
- 3 学校においては、その附近において、**第一種又は第二種の感染症が発生したときは**、その状況により**適当な清潔方法を行うものとする。**



6. コロナ明けの学校環境衛生管理

新型コロナウイルス感染症による出席停止

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

（5文科初第345号令和5年4月28日付文部科学省初等中等教育局長通知）

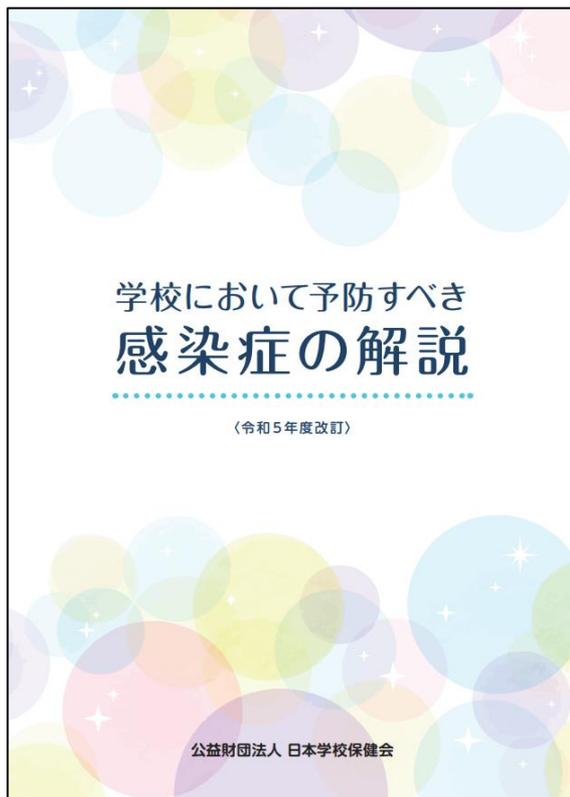
3. 学校における出席停止措置の取扱いに関する留意事項

- 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと
- 「発症した後五日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること。児童生徒等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行うこと
- 施行規則第19条第2号のただし書の規定により、同号で示す基準より出席停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては、基本的に想定されないこと



6. コロナ明けの学校環境衛生管理 感染症対策関係マニュアル

参考図書



- ・制作: 令和6年3月
- ・掲載URL: <https://www.gakkohoken.jp/books/archives/243>



目次

II. 学校における感染症への対応

1. 感染症に関する基本的理解	7
2) 清掃、消毒、滅菌等	11
① 普段の清掃のポイント	11
② 吐物・下痢便の清掃	11
③ 消毒・滅菌	12
④ 消毒薬として用いられる薬品の例	12
⑤ 換気の確保	13
【参考】 換気にかかる留意点等について	13

III. 感染症各論

2. 第二種の感染症	30
8) 新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和二年一月に、中華人民共和 国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたも のに限る。) であるものに限る。)	41
【参考】 新型コロナウイルス感染症における出席停止の期間の考え方	42



6. コロナ明けの学校環境衛生管理 感染症対策実践事例集

参考図書



学校の設置者及び学校は、文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」に示されている学校の衛生管理に関する具体的な事項を参考に、各学校及び地域の状況を踏まえて、様々な取組を行っています。その取組は、衛生管理のみならず、感染症対策の児童生徒等への指導、感染症に関する教育、心のケアや差別偏見に対する取組など多岐にわたっています。

この度、公益財団法人日本学校保健会では、新型コロナウイルス感染症対策に関する各学校の**好事例を全国的に共有していくことで、学校等における感染症対策の取組の充実に寄与することを期待し、全国の学校や地域における好事例等を調査して実践事例集を作成いたしました。**

- ・制作：令和4年3月
- ・掲載URL：https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R030110/data/583/src/R030110.pdf?d=1725962933632



6. コロナ明けの学校環境衛生管理

感染症予防に関する学校環境衛生基準

学校環境衛生基準 (定期点検)

第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

1 教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。）に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目		基準
換気及び保温等	(1) 換気	換気の基準として、二酸化炭素は、1500ppm 以下であることが望ましい。
	(2) 温度	18℃以上、28℃以下であることが望ましい。
	(3) 相対湿度	30%以上、80%以下であることが望ましい。

第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準

1 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目		基準
学校の清潔	(1)大掃除の実施	大掃除は、定期的に行われていること。



6. コロナ明けの学校環境衛生管理

感染症予防に関する学校環境衛生基準

学校環境衛生基準 (日常点検)

第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

1 学校環境衛生の維持を図るため、第1から第4に掲げる検査項目の定期的な環境衛生検査等のほか、次表の左欄に掲げる検査項目について、同表の右欄の基準のとおり、毎授業日に点検を行うものとする。

検査項目		基準
教室等の環境	(1) 換気	(ア) 外部から教室に入ったとき、不快な刺激や臭気がないこと。 (イ) 換気が適切に行われていること。
	(2) 温度	18℃以上、28℃以下であることが望ましい。
学校の清潔及びネズミ、衛生害虫等	(8) 学校の清潔	(ア) 教室、廊下等の施設及び机、いす、黒板等教室の備品等は、清潔であり、破損がないこと。 (イ) 運動場、砂場等は、清潔であり、ごみや動物の排泄物等がないこと。 (ウ) 便所の施設・設備は、清潔であり、破損や故障がないこと。 (エ) 排水溝及びその周辺は、泥や砂が堆積しておらず、悪臭がないこと。 (オ) 飼育動物の施設・設備は、清潔であり、破損がないこと。 (カ) ごみ集積場及びごみ容器等並びにその周辺は、清潔であること。



学校における水泳プールの保健衛生管理



第1章 学校における水泳プールの
保健衛生管理の必要性

第2章 水泳のための健康管理

第3章 水泳プールに関連する疾病

第4章 水泳プールの水質管理

第5章 水泳プールの施設・設備
管理

掲載URL: https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_H290010/index_h5.html#%E8%A1%A8%E7%B4%99



参考

咽頭結膜熱について

- 咽頭結膜熱は、アデノウイルスによる急性ウイルス性感染症であり、発熱、咽頭炎、眼症状を主症状とする。
- 咽頭結膜熱はプールでの接触やタオルの共用等により感染することがあるものの、プールのみに限らず、飛沫や接触で感染するため、咽頭結膜熱を「プール熱」と称することは実態を必ずしも正確に反映しているものではない。
- 咽頭結膜熱は、学校保健安全法において第二種の感染症とされており、出席停止の期間の基準は「主要症状が消退した後二日を経過するまで」とされている。

病原体	アデノウイルス
潜伏期間	2 - 14日
感染経路・感染期間	飛沫感染、接触感染。塩素消毒が不十分なプールでの目の結膜からの感染もある。ウイルス排出は初期数日が最も多いが、その後、便からは数か月排出が続くこともある。
症状・予後	高熱（39 - 40℃）、咽頭痛、頭痛、食欲不振を訴え、これらの症状が3 - 7日間続く。咽頭発赤、頸部・後頭部リンパ節の腫脹と圧痛を認めることもある。眼の症状としては、結膜充血、流涙、まぶしがる、眼脂（目やに）、耳前リンパ節腫脹等がある。
診断	臨床診断よりなされる。アデノウイルス抗原の迅速診断キットもある。確定のためには、ウイルス遺伝子診断、ウイルスの分離等を行う。
治療	有効な治療薬はなく、対症療法が行われる。
予防法・ワクチン	飛沫感染、接触感染として、手洗い、プール前後のシャワーの励行、タオルを共用しない等の一般的な予防法が大切である。ワクチンはない。
出席停止の期間の基準	発熱、咽頭炎、結膜炎等の主要症状が消退した後2日を経過するまで。

事務連絡
令和5年11月28日

文部科学省大臣官房総務課
法令審議室審議第4係 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

咽頭結膜熱の呼称について

咽頭結膜熱については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における5類感染症に位置づけられ、定点把握疾患となっています。本疾患については、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生以後、昨年までは小規模な発生にとどまっていたが、今年は、例年と同様に夏に報告数が増加した後、秋以降、大幅な増加傾向が続いており、直近では、過去10年で最多の水準となっています。

こうした状況から、咽頭結膜熱が報道等で注目されることが増えており、報道においては、咽頭結膜熱はプールでの接触やタオルの共用等により感染することもあることから、通称として「プール熱」という名称が用いられることがあります。しかし、咽頭結膜熱は、プールのみに限らず、飛沫や接触で感染するものであるため、咽頭結膜熱を「プール熱」と称することは実態を必ずしも正確に反映しているものではありません。

今般、厚生労働省は、公益財団法人日本水泳連盟、一般社団法人日本スイミングクラブ協会及び一般社団法人日本マスターズ水泳協会より、咽頭結膜熱に対する誤解やプールに対する偏見に繋がる懸念等から、別紙のとおり、「プール熱」という呼称の使用を控えるよう要望を受けました。

厚生労働省は感染症の通称の使用について、法的に指導・監督を行う立場ではありませんが、貴省においては、「プール熱」はあくまで通称であり、実態を必ずしも正確に反映しているものではないことに改めてご留意いただき、表記方法や、感染対策に関する周知への配慮についてご検討いただきますようお願いいたします。なお、厚生労働省は、本要望を踏まえ、咽頭結膜熱に関して紹介する厚生労働省ホームページにおける表現を変更する予定であることを申し添えます。

健康的な学習環境を維持管理するために

—学校における化学物質による健康障害に関する参考資料—

平成 24 年 1 月



文部科学省

掲載URL:

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1315519.htm



目 次

第1章 「シックハウス症候群」及びいわゆる「化学物質過敏症」について1	
1 「シックハウス症候群」について.....1	
2 いわゆる「化学物質過敏症」について.....1	
3 本資料における用語の使い方.....2	
第2章 「シックハウス症候群」に対する予防対策の考え方3	
1 文部科学省のこれまでの対応.....3	
2 「学校環境衛生基準」について.....7	
3 学校施設整備上の留意事項.....11	
4 日常の留意点.....14	
第3章 「シックハウス症候群」が発生した場合の対応16	
1 「シックハウス症候群」の早期発見及び対応のための方策.....16	
2 「シックハウス症候群」の発生後の対応.....17	
第4章 いわゆる「化学物質過敏症」を有する児童生徒等に対する 個別対応の基本的な考え方20	
1 文部科学省のこれまでの対応.....20	
2 いわゆる「化学物質過敏症」とみられる児童生徒等への対応.....21	

参考

いわゆる「香害」への対応

事務連絡
令和5年7月14日



各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「その香り困っている人もいます」ポスター公表について

標記の件について、令和5年7月11日付け消安全第260号で消費者庁消費者安全課から、別添のとおり周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

掲載URL:

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/assets/cons_umer_safety_cms205_230711_01.pdf



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

ご清聴ありがとうございました。